

制度を知る

記録を知る

高い年金受給 を目指して

見えるものは無くなる 見えないものは残る

～現金・預貯金は無くなり、年金は残る～

年金は、老後のことと思いき、ついつい先送りをして、結果として後悔することが多いといえます。

企業勤務者では、厚生年金保険・健康保険に限らず税金までもが企業において相当程度面倒を見ることから、自ら考えないことが多いともいえるでしょう。

長い老後を豊かに生きるためには、若いときに「制度」を知ること、「自身の年金加入記録」を知ることにより、高い年金受給に向けて対応できます。

そこで、銀座社会保険労務士法人が担当して、徳山商工会議所会報に「高い年金受給を目指して」との記事を掲載しております。

まとめて、読めるように今回、第1回目から第10回目までをまとめて紹介します。

平成30年11月9日

745-0031 周南市銀南街21 銀南ビル2階

銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦

TEL 0834-34-0567

FAX 0834-34-0565

E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

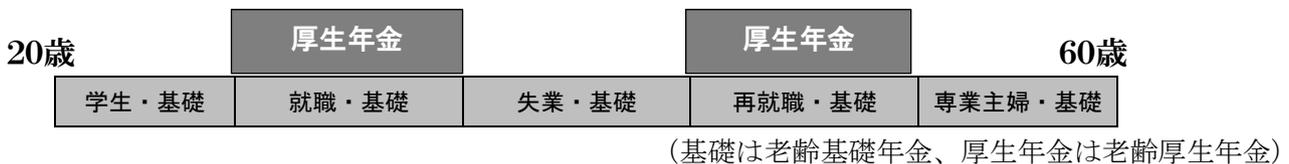
高い年金受給を目指して(1回目)

65歳の平均余命は、男 19.55年、女 24.38年（平成28年簡易生命表）と老後は長く、老後生活についての不安の有無をみると、「不安感あり」は 85.7%にのぼっています。そして、その不安感は、年金から生じているのです（生命保険文化センター：平成28年度生活保障に関する調査）。

そこで、より高い年金受給（老齢年金）をするための方法について、公的年金・準公的年金を中心に複数回にわたって解説をしていきます。

高い老齢年金額は、保険料を掛けた実績により決まります。したがって、加入と保険料納付の実績こそが重要であることをまずご理解ください。例として、花子さんの人生では、20歳から60歳までの基礎年金の保険料及び厚生年金保険料の納付が決定的に大事です。

花子さんの人生



原則として、常時5人以上の従業員を使用する事業所及び法人事業所は厚生年金保険に強制加入となります。一部には、この加入義務を果たしていない事業所があり、そうであれば、従業員が本来得られる保障を事業主が奪っていることとなりますから、きちんと届出をするようにしましょう。

2回目から個々の内容を解説していきます。

高い年金受給を目指して(2回目)

前回、加入と保険料納付の実績こそが重要、とお伝えしました。年金額は、保険料納付月数によって決まります。まず、被保険者の種類を知って、少なくとも20歳から60歳まで下表のいずれかに加入し、納付することが必要です。事例と対比してみてください。

《表》被保険者の種類（年金制度の基本）

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
自営業者・学生・アルバイト・無業者（20歳以上60歳未満）など 保険料を現金納付	企業勤務者など厚生年金保険の加入者 保険料は給与から控除	第2号被保険者に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満） 保険料は各自では納付しない

《事例》

夫 退職（63歳）

第2号被保険者

妻 ① ②（60歳） ③（65歳）

第3号被保険者



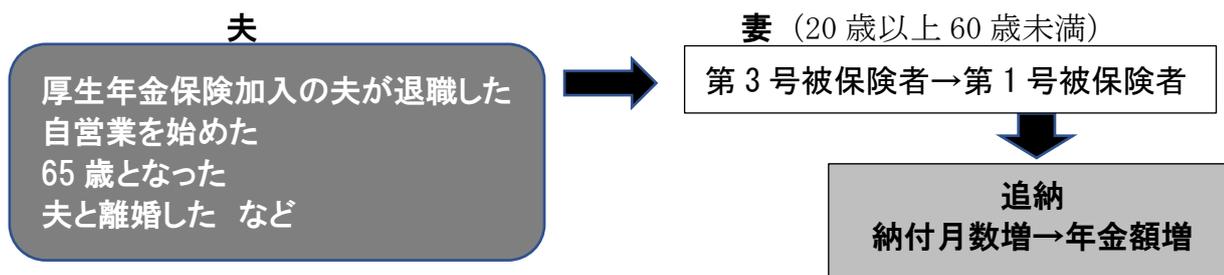
上記の事例では、①の時点から妻は3号ではなくなり、②の時点まで1号として保険料納付をすべきこととなります。1号の保険料は2年で時効消滅するため、その認識が③の時点でされたとすると、①から②までの保険料は時効によって納付できません。

この事例が多いのは、被保険者の種類をご理解いただけていないことによるもので、今後もこのような事態の発生する可能性があります。まず、『被保険者の種類』につき知って、各家庭で家族の年金記録を検証しましょう。

日本年金機構が提供する「ねんきんネット」は、自己の年金記録などがPCやスマートフォンで、いつでも確認できます。ねんきんネットでは、アクセスキーが必要となり、直接、徳山年金事務所で発行の申し込みをされる場合は、年金手帳を持参ください。

終わってしまわないうちに：特例追納(平 30.3.31 まで)

上記事例のように、専業主婦（主夫）の届出漏れ期間が発生し、切替手続きが遅れたことによる救済措置があります。本来、納付できない期間につき、特例によって追納（最大10年）できる機会ですから、該当する方は見逃してはいけません。



高い年金受給を目指して(3回目)

今回は、老齢基礎年金額の計算をご紹介します。老齢基礎年金は、自営業者（第1号被保険者）・企業勤務者（第2号被保険者）・専業主婦（第3号被保険者）という被保険者の種類（職業、経歴）に関係なく、保険料の納付済月数が同じならば同額の年金額となります。大企業の社長であっても、専業主婦であっても同じというわけです（被保険者の種類については前号を参照）。

夫婦双方の老齢基礎年金額が高くなることを目指しましょう。

老齢基礎年金額の計算式

$$779,300 \text{ 円} \times \frac{\text{保険料納付済月数}}{480} = \text{年金額}$$

（注）第1号被保険者には、保険料の免除制度があり、この月数があればそれも年金額に影響します。左記は、免除を考慮していません。

上記計算式が意味していることは次のとおりです。

- (1) 満額の年金額（779,300円、経済変動によって年金額は変わります）が決められており、保険料納付済月数が少なければ減額されます。
- (2) 基本的に20歳から60歳までの40年間（480月）が対象となりますから、分母は480です。
- (3) 保険料納付済月数は、国民年金保険料の納付1か月、厚生年金保険の加入期間1か月、第3号被保険者の加入期間1か月のすべてが1か月（分子）として数えられます。

このように、年金額は、**若いときの実績**によって決まり、未加入・未納がなければ、60歳時点で満額（480/480）に達します。

次回以降、高い年金受給に繋がる対応策を個々に解説していきます。

高い年金受給を目指して(4回目)

高齢化が進んだ今日、お年寄りが狙われる社会です。特殊詐欺のニュースが毎日のように報道されており、お金があるところに犯罪が吸い寄せられることは、古今東西共通ですから、十分ご注意ください。

1 年金の機能

年金の有する素晴らしい機能を再考してみましょう。預金残高や現金があると、取られたり、なくなったり、ろくなことはありません(言い過ぎですか?)。年金は、支払月にならなければ振り込まれませんから、『見えないお金』は取ることができず、なくならないのです。預金・現金は差押対象となっても、年金は差押禁止財産として保護されています。老後の生活設計の優先順位は、高い年金、補充的に預金の順番としましょう。

2 老後の備え

老後の年金には、国民年金制度から支給される老齢基礎年金、厚生年金保険制度から支給される老齢厚生年金があります。老齢基礎年金はどんな職業であっても、どんな人生であっても保障される年金で、老齢厚生年金は厚生年金保険の被保険者期間があるときのみ保障されます。復習として、1回目及び2回目の図又は表ご覧いただき、次へお進みください。

3 1階建てと2階建ての公的年金

第1号被保険者(自営業者・フリーランスの方など)及び第3号被保険者では、老齢基礎年金のみの1階建て、厚生年金保険の被保険者は、老齢基礎年金と老齢厚生年金の2階建てとなっています。

このように、企業勤務者と自営業者などでは、将来受け取る年金額に大きな差が生じるため、この差の解消策として、厚生年金保険に相当する国民年金基金制度が平成3年4月に創設されています。



4 国民年金基金の加入者

国民年金基金へ加入できる方は、次のとおりです。国民年金基金のみ掛けることはできず、国民年金保険料を納付されていなければなりません。

次回、この仕組みを具体的に解説します。

- (1) 自営業者(一人親方)、個人企業の事業主(厚生年金保険の適用があれば従業員は厚生年金保険に加入)。
- (2) 厚生年金保険の適用がない企業の勤務者。
- (3) 60歳以上65歳未満の方で、国民年金に任意加入されている方。
- (4) 海外に居住されている方で国民年金に任意加入されている方。

高い年金受給を目指して(5 回目)

わが国は世界一の長寿を誇っています。人生 90 年と考えるべきで、公的年金に上乗せする年金が必要です。今回から、複数回にわたり第 1 号被保険者の方々が加入できる国民年金基金（準公的年金）について解説します。

第 1 号被保険者では、付加保険料の納付、iDeCo への加入などができます。これらは次善の策といえ、まず、国民年金基金への加入をお勧めします。

その特徴は、次のとおりです。

国民年金基金（終身が基本）
老齢基礎年金（終身）

1 終身年金

65 歳から受給できる終身年金が基本で、生涯にわたり尽きることのない年金により、長い老後が安心です。

2 税制優遇

- (1) 国民年金基金の掛金は全額社会保険料控除となり、所得税・住民税が軽減され、また、自己と生計を一にする配偶者の負担すべき掛金を掛けた場合、その掛金の全額を社会保険料控除とすることができます。
- (2) 給付受取時には、公的年金等控除が適用され、また、遺族一時金は非課税となります。

3 確定給付年金

加入時の年齢・性別・給付の型によって将来の年金額が見えます。1 口目を終身年金とし、2 口目以降は人生設計に合わせて 7 種類の型の中から選択できます。

高い年金受給を目指して(6回目)

前回に続いて、第1号被保険者の方が加入できる国民年金基金（以下「基金」といいます）の解説です。基本的に、「60歳未満の方」と、「60歳から国民年金へ任意加入」した方が加入する場合とがあります。

貯蓄は簡単に尽きます。しかし、基金の年金は、1口目が終身年金であり、貯蓄や勤労所得から得た金銭を基金へ注ぎ込んでおくと、生涯尽きませんから安心です。しかも、掛金は全額社会保険料控除となります。

1 基金の給付の型とその選択

1口目は、A型又はB型（終身年金）のどちらかに加入します。2口目以降加入される場合は、人生設計に合わせて7種類の型から選択できます。

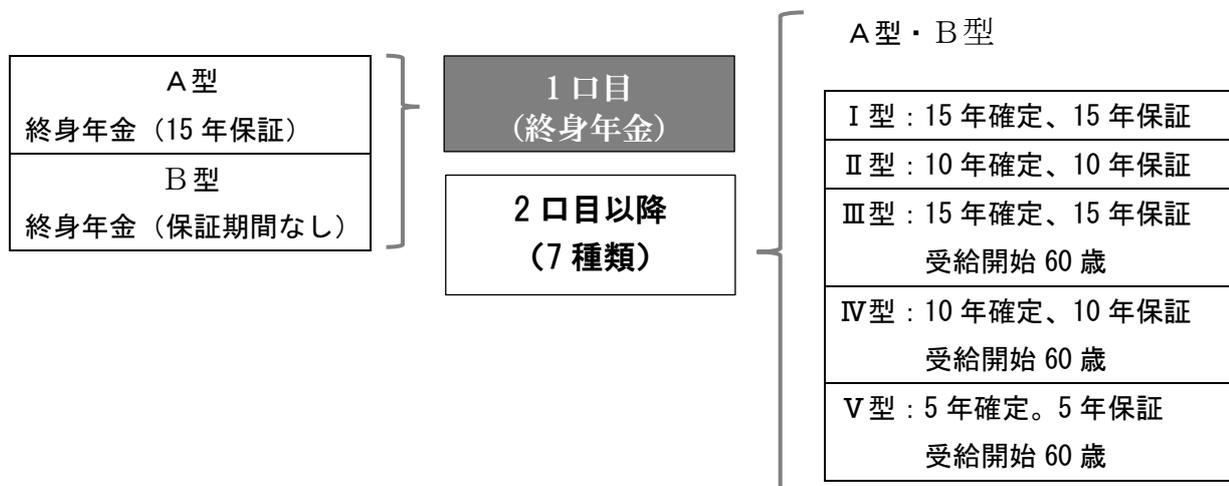
2 確定年金と保証期間付

2口目以降の加入には、確定年金、一定年数の保証期間が付いた型があります。例えば、I型は、15年確定年金、15年保証付きです。65歳から80歳までの間に受給でき、終身でない分、掛金が安くなります。10年受給して死亡されたときは、保証期間の年金を支給するための資産（年金原資）相当額を遺族が一時金として受給できます。

このように基金の年金は、財政的には、世代間扶養ではなく、貯蓄に近いものとなっており、また、自ら選択して育てる年金となっています。

3 給付の型（基金のHP参照：<https://www.npfa.or.jp/system/>）

老後の柱を年金とし、その補充が預貯金として生活設計をしましょう。



高い年金受給を目指して(7回目)

私(妻)の方が長く生きる！が、確信を乗り越えて宗教になっていると言えるでしょう。ところが、年金制度の沿革から、女性の年金額が低くなりがちで、これを高くして老後に備えるべきです。

第3号被保険者の制度は、昭和61年4月から創設され、それ以前は、夫が厚生年金保険・共済組合の被保険者であれば、妻は国民年金に任意加入とされており、任意加入されていなかった方が多数おられます。更に、学生も、平成3年3月までは同じく任意加入でしたから、任意加入されていない方が大多数です。

すると、保険料納付済期間が少なく、老齢基礎年金額が低額となります。60歳から65歳まで、国民年金に任意加入し、年金額を増額させることができます。納付した保険料に対し、10年程度の受給で元がとれる年金額を保障していますから積極的に活用しましょう。

- (1) 任意加入は、申出手続きが必要で、遡及しての加入はできません。
- (2) 同時に国民年金基金への加入又は付加保険料(400円)の申出をしましょう。
- (3) 保険料を前納するとお得な割引があります。
- (4) 夫に給与収入があれば社会保険控除が受けられ税金が安くなります。
- (5) 厚生年金保険の被保険者であるときは任意加入できません。

20歳	就職	婚姻	昭61.4	基金又は付加	
学生 未加入	厚生年金保険	未加入 専業主婦	第3号被保険者 専業主婦	任意加入	
				60歳	65歳

高い年金受給を目指して(8 回目)

筆者は、昨年7月末まで日本年金機構に勤務しており第2号被保険者(2号)、家内は第3号被保険者(3号)でした。退職により、筆者及び家内とも第1号被保険者(1号)となりましたから、すかさず付加保険料(400円)納付の申出をしました。9月に当法人で厚生年金保険の被保険者となり、再び2号と3号に戻りましたが、1か月でも高い年金受給に結びつける努力です(被保険者の種類は本誌3月号を参照)。

また、顧問契約先にて、学生(20歳以上)で、学生納付特例を利用せず、国民年金保険料を納付しておられるとのこと。納付されるのならば付加保険料納付がお勧めと、直ちに手続きをされ喜んでいただきました。

年末調整又は確定申告にて社会保険料控除を受ければ、税金が安くなって将来の保障を高くすることができます。

本誌を読んだ人は、年金額が高くなる特典付きです。引き続きご愛読ください。

状態	対応策
自営業などで1号が長い	国民年金基金へ加入
1号一時的又は国民年金基金加入は困難	付加保険料※
やるのは、今!	上記は遡及して加入できません。
60歳から国民年金へ任意加入(満額まで)	国民年金基金又は付加保険料へ加入
前納	有利な保険料(掛金)割引

※ 付加保険料を12か月納付すると4,800円、年金額は2,400円。2年受給すればもとがとれますね。残念ながら、2号や3号は加入できません。

高い年金受給を目指して(9回目)

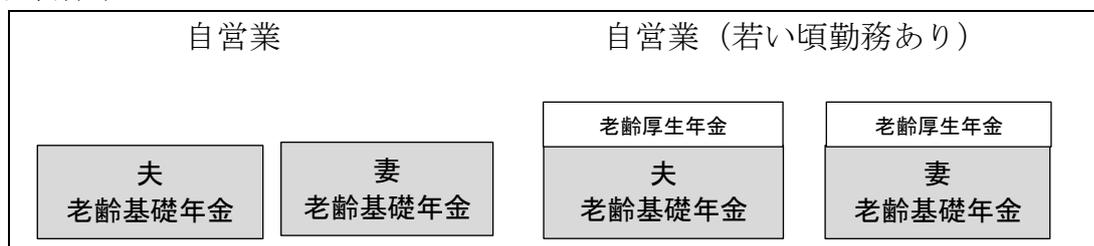
これまで、被保険者の種類、老齢基礎年金額の計算方法など、やや技術的で、小難しい話題が多かったでしょう。今回は、中休みをして、筆者の体験をご紹介します。

老後生活で悲惨と思うのは、夫婦の一方が低額年金又は無年金である場合。「そうなんよ!!年金が少ないけえね!!」と、片方が一方的に敗者となり、暗い夫婦生活です。70歳までなら、何とか手段を講じられる場合がありますが、基本的には、老後においては救済手段がありません。

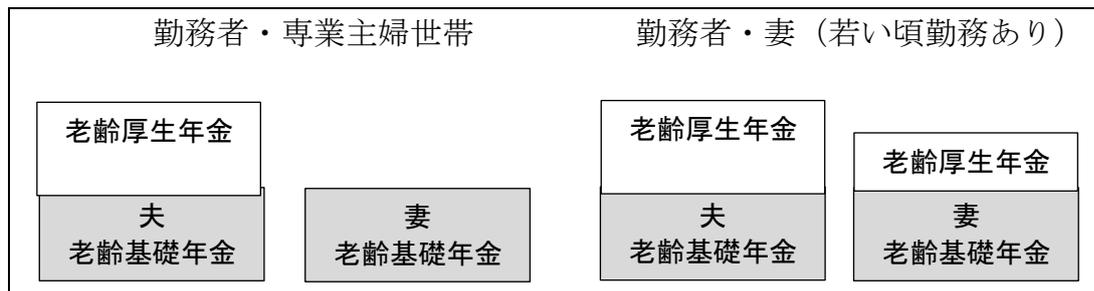
年金には、精神的な価値が伴います。「千の風 俺のふところ すきま風」(サラリーマン川柳)。老後のすきま風はわびしい。夫婦「二人」の年金を現役時に考えましょう。

加入実績により、受給する年金は図のようになります(企業年金はここでは無視しています)。次回以降、老齢厚生年金を中心とした解説を行っていきます。

自営業者



勤務者



高い年金受給を目指して(10回目)

これまで、すべての方に保障される老齢基礎年金(1階部分)の解説が中心でした。今回以降は、2階部分である老齢厚生年金に移行していきます。

老齢基礎年金は、定額の年金であるのに対して、老齢厚生年金は所得比例の年金で、その基礎をなすのが、標準報酬です。まずは、標準報酬について理解を深めることにします。

これは、すべての被保険者に背番号のごとく決められた数値で、給与額を区切りのよい幅で区分した標準報酬月額と、賞与(年3回以下限る)が支給された場合は、その賞与額の1,000円未満を切り捨てた標準賞与額とがあります(ともに上限があります)。

標準報酬月額は、被保険者資格取得時(入社時)に、以後は原則として毎年4月から6月の給与額を平均して9月1日時に決めます。標準報酬によって保険料納付額が決まり、老齢厚生年金額は、その方の生涯の標準報酬を平均したもので計算していきます。更に、老齢厚生年金の受給者が在職中であるときは、標準報酬によって受給額・支給停止額の計算をします。

給与から厚生年保険料・健康保険料を控除する場合、当月支払する給与(11月支払)からは、前月分(10月分)の保険料を控除することになります。11月分を控除する誤りが多く見受けられます。

標準報酬は、事業主より被保険者へ通知することが必要となっています。

(標準報酬月額)

等級	標準報酬月額	報酬月額		標準賞与額	保険料額
		円以上	円未満		
1	88,000	~	93,000	16,104.00	
2	98,000	93,000	~ 101,000	17,934.00	
3	104,000	101,000	~ 107,000	19,032.00	
4	110,000	107,000	~ 114,000	20,130.00	
5	118,000	114,000	~ 122,000	21,594.00	
6	126,000	122,000	~ 130,000	23,058.00	
7	134,000	130,000	~ 138,000	24,522.00	
8	142,000	138,000	~ 146,000	25,986.00	
9	150,000	146,000	~ 155,000	27,450.00	
10	160,000	155,000	~ 165,000	29,280.00	
11	170,000	165,000	~ 175,000	31,110.00	
12	180,000	175,000	~ 185,000	32,940.00	
13	190,000	185,000	~ 195,000	34,770.00	
14	200,000	195,000	~ 210,000	36,600.00	
15	220,000	210,000	~ 230,000	40,260.00	
16	240,000	230,000	~ 250,000	43,920.00	
17	260,000	250,000	~ 270,000	47,580.00	
18	280,000	270,000	~ 290,000	51,240.00	



745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階

銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦

TEL 0834-34-0567

FAX 0834-34-0565

E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

https://ginza-syaroushi.com/